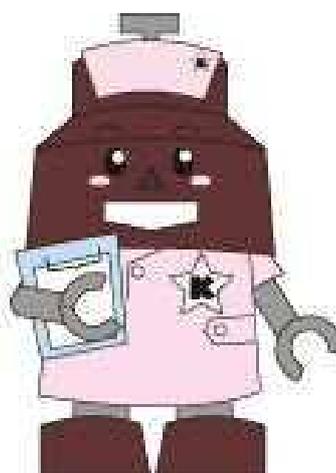
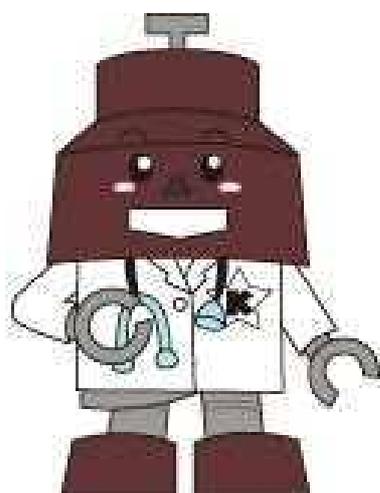




川口市未熟児養育医療給付制度のてびき



〒332-0026

川口市南町1-9-20

TEL 048-256-1135

川口市保健所 健康増進課 給付係

令和8年3月改訂

川口市未熟児養育医療給付制度のてびき

－もくじ－

1. はじめに	1
2. 申請方法	2
3. 自己負担額の算定について	3～5
4. 申請後のながれ	6
5. 退院後の生活について	7
6. 資料	8

1. はじめに

★川口市未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です(ただし、一部自己負担金があります)。

通常

← 保 険 診 療 分 →		← 保険適用外分 →
保険組合負担分	保護者負担分	おむつ代、 産着代、 自費検査など
退院時等	← 退院時支払分 →	
手続き後	← 子ども医療費等 で返還あり →	

未熟児養育医療給付制度利用時

← 保 険 診 療 分 →		← 保険適用外分 →
保険組合負担分	保護者負担分	おむつ代、 産着代、 自費検査など
退院時等	← 市が負担 →	← 退院時支払分 →
後日	後日、世帯の収入に応じた 自己負担金を市に納入	
手続き後	子ども医療費等で返還あり	

(※自己負担金についてはP 3参照)

※出生時から継続している入院治療に限ります。

★未熟児養育医療給付制度の対象となる乳児は以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 川口市に住民登録があること。
- (2) 養育医療機関の指定を受けている病院に入院中かつ医師が入院養育を必要と認めた満1歳の誕生日の前々日までの乳児であること。
- (3) 何らかの医療保険に加入していること。
- (4) 次の(ア)または(イ)に該当すること。
 - (ア) 出生時の体重が2,000g以下の乳児
 - (イ) 身体の発達が未熟で、次に掲げるいずれかの症状を示す乳児
 - ア けいれん又は運動異常
 - イ 体温が摂氏34度以下
 - ウ 強いチアノーゼその他の呼吸器又は循環器の異常
 - エ 繰り返す嘔吐その他の消化器の異常
 - オ 強い黄疸

★指定養育医療機関

未熟児養育医療給付制度を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。埼玉県内の指定養育医療機関は、P 8をご参照ください。

県外の指定養育医療機関については、各自治体のホームページよりご確認ください。

2. 申請方法

★申請場所

川口市保健所 健康増進課

(〒332-0026 川口市南町1-9-20 地域保健センター内)

受付時間 平日 9時30分～16時00分

※事前にご連絡ください。(連絡がない場合、お待たせする場合があります)

※未熟児養育医療給付制度の申請場所は、健康増進課のみとなります。

★申請の流れ

- (1) お電話にてご予約の上、申請書類を揃えてお越しください。
- (2) 未熟児養育医療給付制度の説明及び申請書類の受理(所要時間約30分)
- (3) 保健師との面接(所要時間約30分)
- (4) 後日、審査の結果を通知します。

★申請に必要な書類(1)～(3)は川口市ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 養育医療給付申請書
- (2) 養育医療意見書⇒指定養育医療機関が作成しますので、依頼してください。
- (3) 世帯調書
- (4) 市町村民税を証明する書類(原本) ⇒詳しくはP 3をご覧ください。
- (5) 給付を受ける乳児が加入する医療保険の情報が確認できる書類
(申請中の場合は、子を扶養に入れる被保険者のかたの書類)
※医療保険の情報が確認できる書類とは、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」、またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等を指します。
- (6) 給付を受ける乳児の子ども医療費受給資格証(申請中の場合は、後日提出可)
- (7) 扶養義務者全員のマイナンバーがわかるもの
確認できる書類：マイナンバーカード、マイナンバー付き住民票等
- (8) 申請者本人(原則保護者)を確認するもの：マイナンバーカード、運転免許証等顔写真付きの公的書類による確認が困難な場合は、年金手帳など顔写真のない2つ以上の公的書類で確認します。
※窓口にお越しになったかたの身元を確認します。
※代理人(保護者以外のかた)による申請の場合は、保護者からの委任状が必要です。
- (9) 母子健康手帳

★申請の期限

申請の期限は、入院中かつ出生後2週間以内です。期限を過ぎた場合は、申請書を受理できない場合があります。

やむをえない理由で申請が遅れる場合は、予め健康増進課へご連絡ください。
また、未熟児養育医療給付制度の申請より先に出生届の手続きを行ってください。

★保健師の面接について

申請の際に保健師が面接にて、妊娠、出産の状況や現在のお子様の状況、退院後の養育環境などを伺います。この面接は、未熟児養育医療給付制度の給付審査のために行うとともに、今後の育児について支援をさせていただくために行います。

3.自己負担額の算定について

★自己負担金とは

- (1) 未熟児養育医療給付制度で川口市が支払う医療費のうち、世帯の市町村民税額に応じて自己負担金が生じます。
- (2) 申請時に提出していただいた税書類をもとに世帯の自己負担金を計算し、月の徴収基準月額を決定します。(P 5 自己負担額表参照)
- (3) 月の徴収基準月額と入院費を比較して少ないほうの金額を自己負担金とします。
- (4) その月の入院が1か月に満たない場合は、自己負担額を日割り計算し、入院費と比較します。
- (5) 同じ世帯で未熟児養育医療給付制度の対象者が複数いる場合は、1人の児に徴収基準月額を適用し、それ以外の児には加算基準月額を適用します。
(P 5 自己負担額表参照)

★必要書類（市町村民税額を証明する書類）について

乳児と生計を同一にする世帯で、扶養義務者のかたは、自己負担金の算出のために市町村民税額を証明していただく必要があります。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」の規定に基づく情報照会等に同意をいただき、自己負担額の算定に必要な情報が確認できる場合は、この限りではありません。

＜ 注意事項 ＞

- (1) 申請時期により、証明する年が変わります。
4月～6月までに申請：申請年度の前年度の市町村民税を証明する書類
7月～翌年3月までに申請：申請年度の市町村民税を証明する書類
- (2) その年度の市町村民税が記載された課税証明書を提出してください。
- (3) 上記の書類で、被扶養者として記載があるかたの場合は提出の必要はありません。
- (4) 世帯外に扶養義務者が存在する場合は、そのかたの書類も併せてご提出ください。
- (5) 課税証明書提出の際、旧姓表記されている場合には、新旧の姓名が分かる書類も併せてご提出ください。

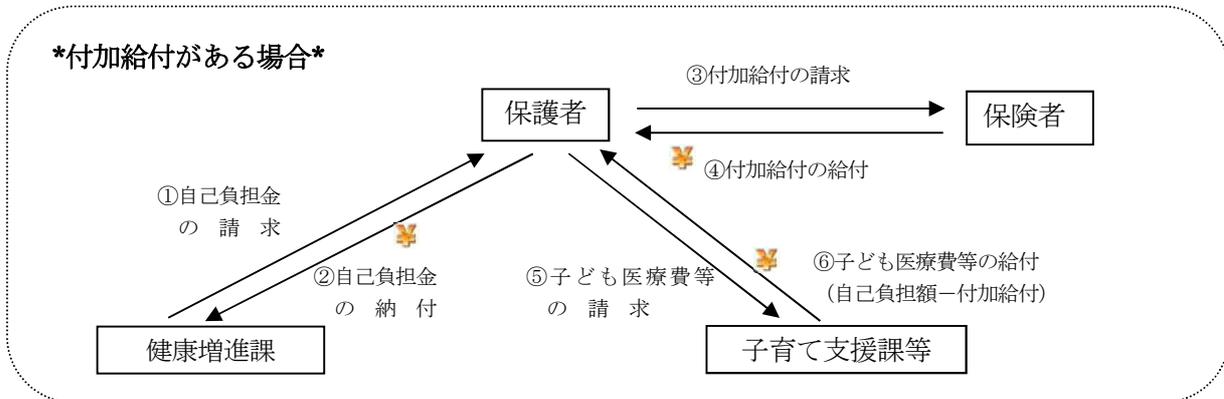
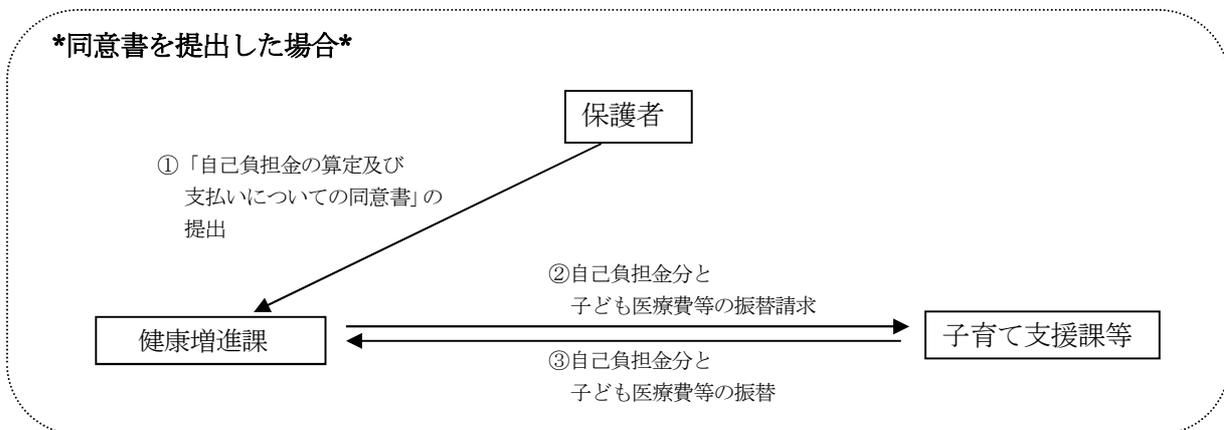
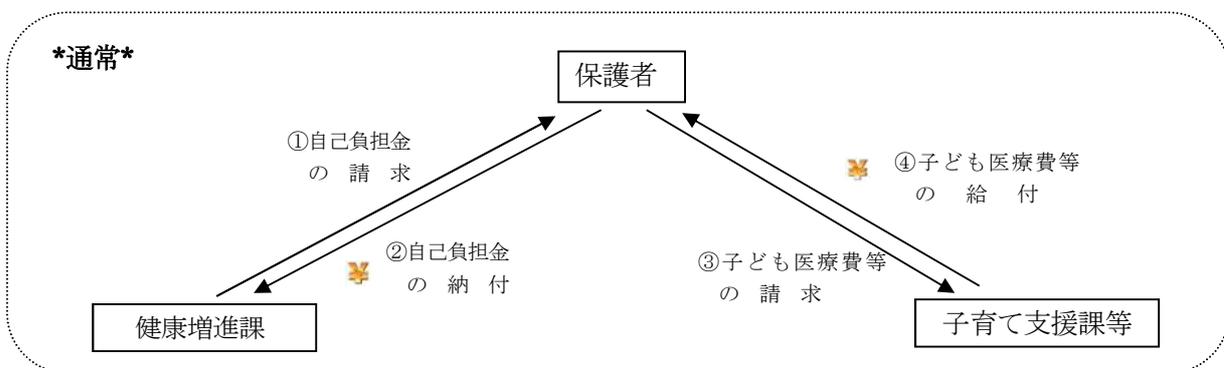
★子ども医療費または重度心身障害者医療費と自己負担額について

未熟児養育医療給付制度の自己負担金は、「川口市子ども医療費支給制度（重度心身障害者医療費受給者の場合、重度心身障害者医療費助成制度）」の対象になります。

通常、この制度の対象者は、自己負担金を支払い後に子育て支援課窓口（重度心身障害者医療費受給者の場合は障害福祉課窓口）で手続きを行うことで、自己負担金の全部（又は一部）を還付してもらうことができます。

申請時に健康増進課に備え付けの「自己負担金の算定及び支払いについての同意書」をご提出していただくと、これらの支払い及び還付請求の手続きを省略できます。

ただし、加入している医療保険の保険者から付加給付を受けられる場合は、従来どおり自己負担金の支払い及び子ども医療費（または重度心身障害者医療費）の申請が必要となりますのでご注意ください。



★自己負担額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円 所得割の年額 15,000円以下 15,001～ 21,000 21,001～ 51,000 51,001～ 87,000 87,001～ 171,300 171,301～ 252,100 252,101～ 342,100 342,101～ 450,100 450,101～ 579,000 579,001～ 700,900 700,901～ 849,000 849,001～1,041,000 1,041,001～1,222,500 1,222,501～1,423,500 1,423,501円以上	D1 7,900 D2 10,800 D3 16,200 D4 22,400 D5 34,800 D6 49,400 D7 65,000 D8 82,400 D9 102,000 D10 123,400 D11 147,000 D12 172,500 D13 199,900 D14 229,400 D15 全額	790 1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円

4.申請後の流れ

★申請の際に追加書類の提出が必要と案内された場合

電子申請が可能です。右に記載されている2次元コードを読み取り、提出フォームから追加書類を提出してください。



★申請が承認されたら

- (1) 未熟児養育医療給付制度が承認されると健康増進課から「養育医療券」が自宅に郵送されます。届きましたら、早めに医療機関にご提示ください。
- (2) 医療機関の会計では、保険適用外分のみが請求されます。各医療機関の会計窓口でお支払いください。
- (3) お子様が入院治療を受けた月からおよそ3～4か月後、先に決定された自己負担金月額により算出された、月額の自己負担額分納入通知書（振込書）が送付されます。

お支払いは、金融機関窓口でお願いします。なお、支払った自己負担額の一部または全部は、「子ども医療費支給制度」の手続きをすることにより返還されます。なお、健康増進課へ「自己負担金の算定及び支払いについての同意書」をご提出されたかたで、加入する医療保険の保険者から付加給付の該当にならない場合は、市で自己負担金と子ども医療費等との振替を行いますので、負担金納入の必要はありません。

★次のいずれかの場合は、速やかに健康増進課へご連絡ください。

なお、変更手続きにより、新しい養育医療券が交付されることがあります。

- (1) 治療の期間が延びる場合
- (2) 医療機関を変更する場合
- (3) お子様や申請者の居住地等に変更があった場合
- (4) お子様や申請書の状況について変更があった場合
- (5) 加入の医療保険について変更があった場合

★次のいずれかの場合は、養育医療券を速やかに返還して下さい。

- (1) 養育医療券の有効期間が満了した場合
- (2) 市外に居住地を変更した場合
- (3) その他、未熟児養育医療給付制度の給付を受ける必要が無くなった場合

5. 退院後の生活について

★地域の保健師が訪問に伺います

川口市では、少しでも不安な気持ちをなくして育児をしていただけるよう、保健師や助産師がご家庭を訪問し、お子さまの退院後の様子を伺ったり、身体測定や母子保健サービスのご案内（乳幼児健康診査や予防接種についてなど）を行っています。

未熟児養育医療給付制度申請時に地区担当保健師をご案内しますので、育児でお困りのことなど、お気軽にご相談ください。

★小さく生まれた赤ちゃんの交流会があります（ぴよぴよグループ）

生まれたときの体重が1,500g以下のお子さまとご家族を対象に交流会を開催しています。内容は、お子さま・ご家族の交流、医師、看護師からの子どもの発達についてのお話、手遊びなどです。

対象者には、別途通知します。

★「かわぐちぴよぴよブック」を配布しています

生まれた時の赤ちゃんの体重が1,500g未満のお子さまを対象に、「かわぐちぴよぴよブック」をお配りしています。お子さまの健康管理のために母子健康手帳と併せてご活用ください。

健康増進課で未熟児養育医療給付制度申請時にお渡しします。

6. 資料

★川口市及び埼玉県内の指定養育医療機関一覧

令和8年3月末現在

番号	医療機関名	郵便番号	住所	電話
1	川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180	048(287)2525
2	埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口5-11-5	0570(08)1551
3	埼玉協同病院	333-0831	川口市木曾呂1317	0570(00)4771
4	さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区 三室2460	048(873)4111
5	埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区 新都心1-2	048(601)2200
6	医療法人慈正会 丸山記念総合病院	339-8521	さいたま市岩槻区 本町2-10-5	048(757)3511
7	自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区 天沼町1-847	048(647)2111
8	さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区 新都心1-5	048(852)1111
9	埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田1981	049(228)3400
10	(独)国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048(462)1101
11	北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市荒井6-100	048(593)1212
12	埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町 毛呂本郷38	049(276)1111
13	防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04(2995)1511
14	(独)国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭2-1671	04(2948)1111
15	深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048(571)1511
16	医療法人徳洲会 羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬466	048(562)3000
17	春日部市立医療センター	344-8588	春日部市中央6-7-1	048(735)1261
18	越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷10-32	048(965)2221
19	獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048(965)1111
20	草加市立病院	340-8560	草加市草加2-21-1	048(946)2200

※未熟児養育医療給付制度の申請場所は、健康増進課のみとなります。

川口市保健所 健康増進課 給付係

〒332-0026 川口市南町 1-9-20 (地域保健センター内)

電話番号 048-256-1135

